

○草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱

平成19年5月1日

告示第90号

改正 平成21年4月1日告示第91号

平成22年5月17日告示第127号

平成25年5月1日告示第127号

平成26年4月1日告示第119号

平成28年10月4日告示第266号

平成29年4月1日告示第35号

平成30年3月29日告示第73号

平成30年6月26日告示第255号

令和3年10月13日告示第290号

令和4年4月1日告示第126号

(設置)

第1条 草津市域において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に自然的、社会的条件に応じた効果的な施策、気候変動の適応策等を推進するため、草津市地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市における温室効果ガスの排出の抑制等、気候変動の適応策等に効果的な事業の総合調整、推進および進捗に関すること。
- (2) 草津市役所の環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) その他温室効果ガスの排出の抑制等、気候変動の適応策等に必要な事項

(構成および職務)

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、本部の事務を統括する。
- 3 副本部長は、所管の副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条第1項に規定

する部長会議の構成員（市長および所管の副市長を除く。）をもって充てる。

- 5 本部長に事故あるときまたは欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故あるときまたは欠けたときは、本部員のうちから本部長があらかじめ指名した者が、本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。
- 8 本部長は、本部の会議で議題になった案件について必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明、意見または報告を求めることができる。

（幹事会）

第4条 本部に第2条の所掌事務に関して、本部で決定された事項の具体的施策の検討および各部課で作成する重要な施策の方針等について議論するため、草津市地球温暖化対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条第1項に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会にリーダーを置き、環境経済部副部長（総括）をもって充てる。
- 4 リーダーは、幹事会における審議の経過および結果を本部長に報告するものとする
- 5 前各項に定めるもののほか幹事会について、必要な事項は別に定める。

（事務局）

第5条 本部および幹事会の事務局は、環境経済部温暖化対策室に置く。

（雑則）

第6条 この要綱の定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年5月17日告示第127号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

（草津市環境管理本部会議設置要綱の廃止）

2 草津市環境管理本部会議設置要綱（平成13年草津市告示第162号）は、廃止する。

付 則（平成25年5月1日告示第127号）

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第119号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月4日告示第266号）

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

付 則（平成29年4月1日告示第35号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月29日告示第73号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年6月26日告示第255号）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

付 則（令和3年10月13日告示第290号）

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

付 則（令和4年4月1日告示第126号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年 月 日告示第 号）

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。